

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第54号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定の基準となる額の算定方法を改定する等の必要があるため、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定の基準となる額の算定方法の改定

基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額は、国民健康保険事業に要する費用の見込額（以下「費用見込額」という。）から国民健康保険事業に要する費用に充てるための国からの交付金等の本市の収入の見込額（以下「収入見込額」という。）を控除してその額を算定しています。

現在、費用見込額は療養の給付等の歳出の項目（以下「歳出項目」という。）の合算額、収入見込額は国等からの補助金等の歳入の項目（以下「歳入項目」という。）の合算額として算定していますが、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の中心的な役割を担うこととなることに伴い、歳出項目及び歳入項目に次のとおり変更が生じることとなるため改定することとしました。

(1) 基礎賦課総額の算定の基準となる額の算定方法における主な変更点

区 分	改 正 前	改 正 後
歳出項目	国民健康保険法（以下「法」という。）第81条の2第2項の規定による拠出金	削除
	—	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4条の規定に

		よる改正後の国民健康保険法（以下「改正国保法」という。）第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金
歳入項目	法第70条の規定による負担金， 法第72条の規定による調整交付金及び法第72条の2の規定による都道府県調整交付金	削除
	法第81条の2第1項の規定による交付金	削除
	—	改正国保法第75条の2第1項の規定による国民健康保険保険給付費等交付金

(2) 後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定の基準となる算定方法における主な変更点

区 分	改 正 前	改 正 後
歳出項目	後期高齢者支援金等の納付に要する費用及び介護納付金の納付に要する費用	削除

	—	改正国保法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等分及び介護納付金分）の納付に要する費用
歳入項目	法第70条の規定による負担金， 法第72条の規定による調整交付金及び法第72条の2の規定による都道府県調整交付金	削除

2 基礎賦課額の上限額の改定

保険料の基礎賦課額の上限額を580,000円に改定することとしました。

3 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額の改定

次のとおり，保険料の賦課額のうち，被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額を改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
第17条の2第1項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に270,000円を乗じて得た金額を加算した額	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に275,000円を乗じて得た金額を加算した額
同条第2項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に490,000円を乗じて得た金額を加算した額	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に500,000円を乗じて得た金額を加算した額

注 「被保険者等」とは，被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に

該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。)をいう。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、第2条第4号、第5条、第8条、第14条及び第14条の7の改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第54号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条各号列記以外の部分中「京都市国民健康保険運営協議会」を「京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条第4号中「国民健康保険法（以下「法」という。）附則第10条第1項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「法」を「国民健康保険法（以下「法」という。）」に改める。

第8条第2項中「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「」及び「」という。）」を削る。

第10条中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第10条の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院時生活

療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り，京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。），高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項に規定する財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し

付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項に規定する国民健康保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第11条ただし書中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第14条第1項第3号ア中「の数」を「の見込数」に改める。

第14条の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の7第1項第1号中「第32条の9に規定する方法の例」を「第32条の9の2の規定による方法」に改め、同項第3号ア中「の数」を「の見込数」に改める。

第14条の8各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第2項中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第17条の3中「世帯主又はその」を「世帯主の」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号、第5条、第8条、第14条及び第14条の7の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)